

平成 25 年 5 月 31 日

【照会先】

秋田労働局雇用均等室

室 長 佐藤 央子

厚生労働事務官 水野 亨

(電話) 018-862-6684

報道関係者各位

平成 24 年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の施行状況

～母性健康管理に関する相談が急増～

秋田労働局(局長 小林泰樹)は、毎年 6 月に実施している「第 28 回男女雇用機会均等月間」に併せて、平成 24 年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関する相談、行政指導及び紛争解決援助申立の受理状況について取りまとめましたので、公表します。

(1) 相談

- 男女雇用機会均等法に関する相談は 208 件(前年度 150 件)、労働者からの相談が 58.7%と過半数を占めている。相談内容は、「セクシュアルハラスメント」に関する相談が 87 件(前年度 60 件)と最も多く、次に「母性健康管理措置」に関する相談が 50 件(前年度 2 件)と、昨年度に比べ大幅に増加した。
- 育児・介護休業法に関する相談は 1,322 件(前年度 942 件)で、事業主からの相談が 73.0%を占めている。相談内容の多くは事業主等からの規定整備に関するものであるが、労働者等からの「育児休業等に係る不利益取扱い」が 32 件(前年度 32 件)寄せられている。

(2) 行政指導

- 男女雇用機会均等法に基づく行政指導は「セクシュアルハラスメント対策」(124 件)と「母性健康管理措置」(68 件)に関するものである。
- 採用や配置、役職の登用等において男女労働者間に格差がある場合、その格差を解消するために「ポジティブ・アクション」に取り組むよう助言したものは、149 件となっており、内容をみると「女性の管理職登用」に関する助言(56 件)が最も多かった。

(3) 個別紛争解決援助

- 「労働局長による紛争解決援助」の申立件数は 2 件。内訳は、「セクシュアルハラスメント」が 1 件、「家族の介護を行う労働者の転勤に関する配慮」が 1 件である。

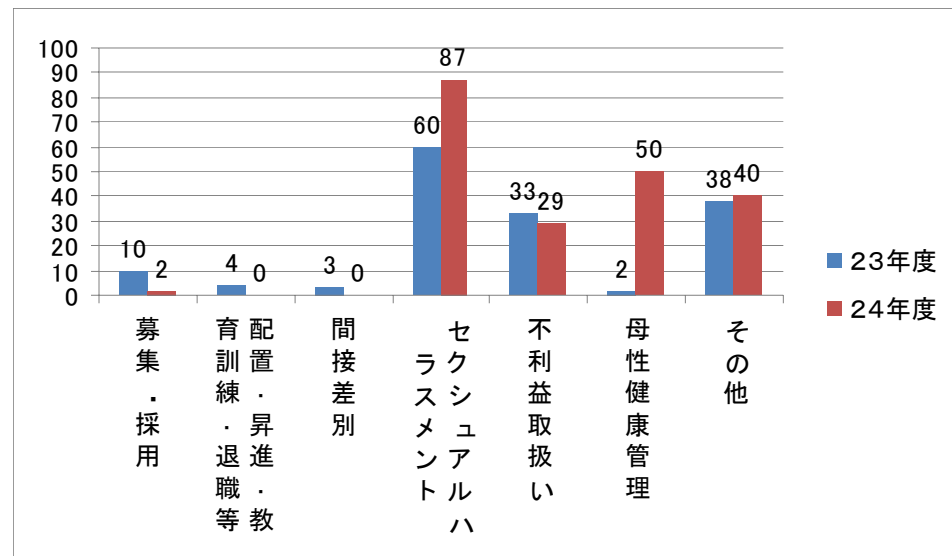
【男女雇用機会均等法の施行状況】

1 相談状況及び内訳

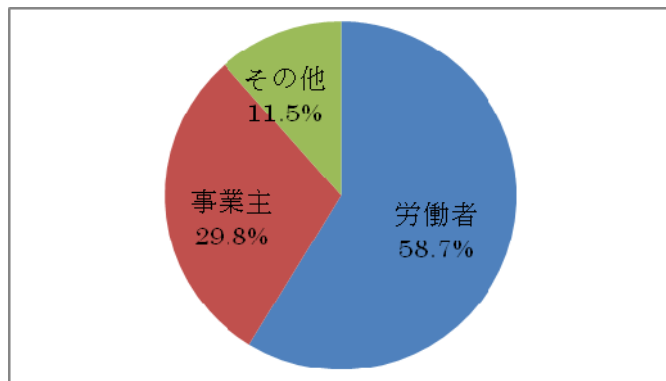
相談件数は 208 件(前年度 150 件)で、労働者からの相談が 122 件(前年度 77 件)で、全体の 58.7%(前年度 51.3%)を占めている。

相談内容は、最も多いのが「セクシュアルハラスメント」に関するもので 87 件、次いで「母性健康管理措置」に関するものが 50 件となっている。前年度と比較すると「母性健康管理措置」に関する相談が急増している。

相談件数

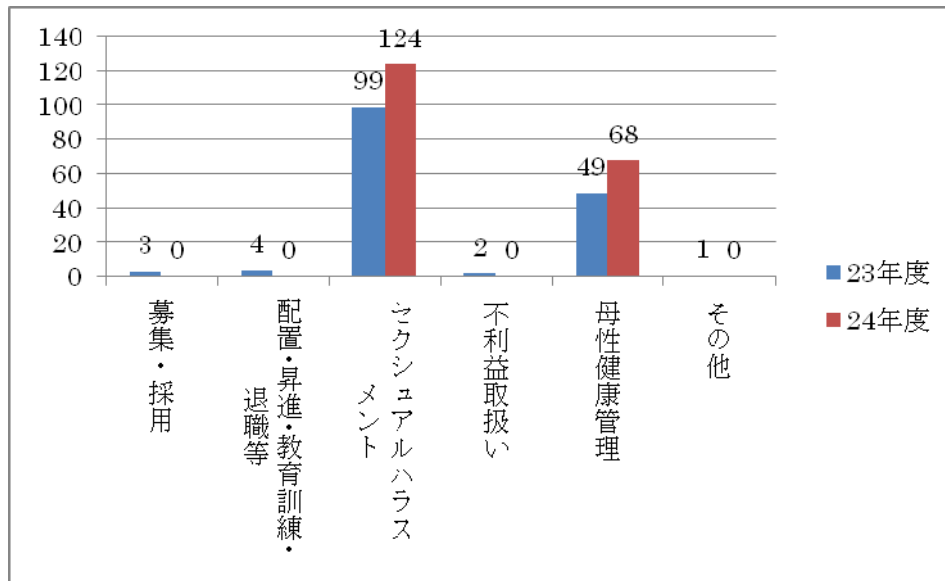


相談内訳



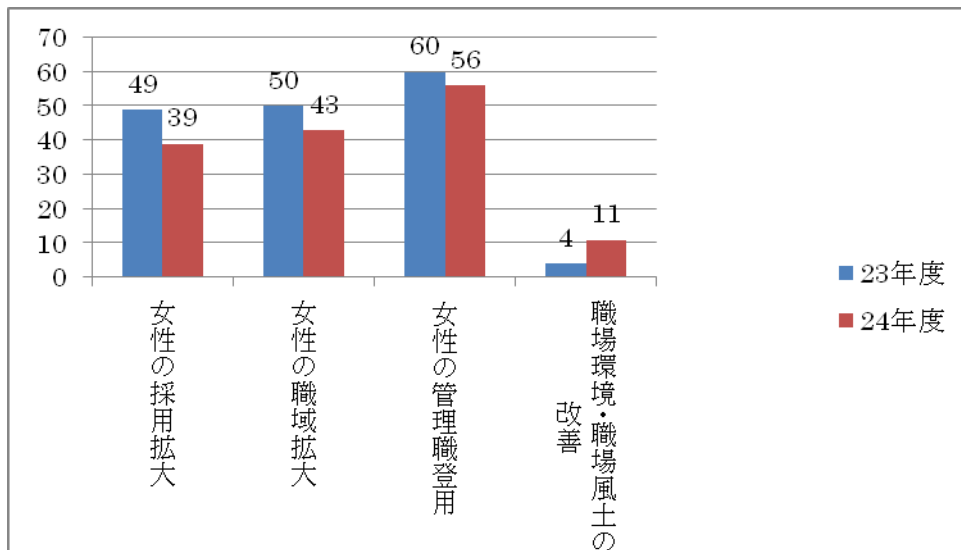
2 行政指導の状況

指導件数は192件(前年度158件)で、必要な防止対策を行っていない等「セクシュアルハラスメント対策」に関するものが124件、「母性健康管理措置」に関するものが68件となっている。



採用や配置、役職の登用等において男女労働者間に格差がある場合、その格差を解消するために「ポジティブ・アクション」に取り組むよう助言したものは、149件(前年度163件)となっている。

そのうち、最も多かったのは「女性の管理職登用」が56件、次いで「女性の職域拡大」が43件、「女性の採用拡大」が39件となっている。

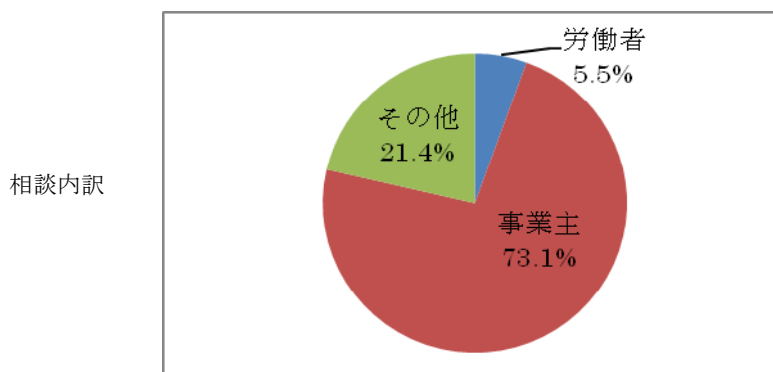
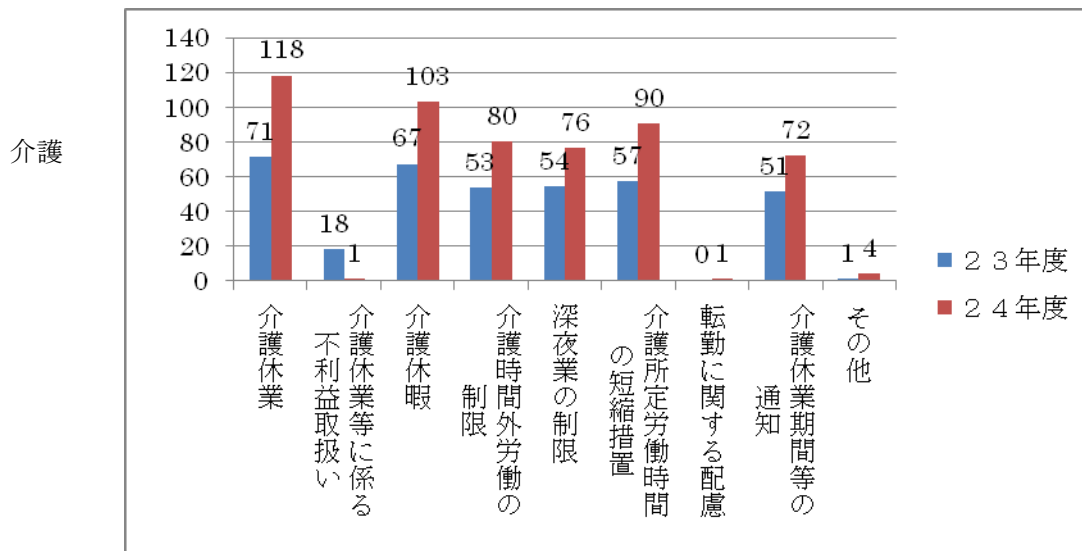
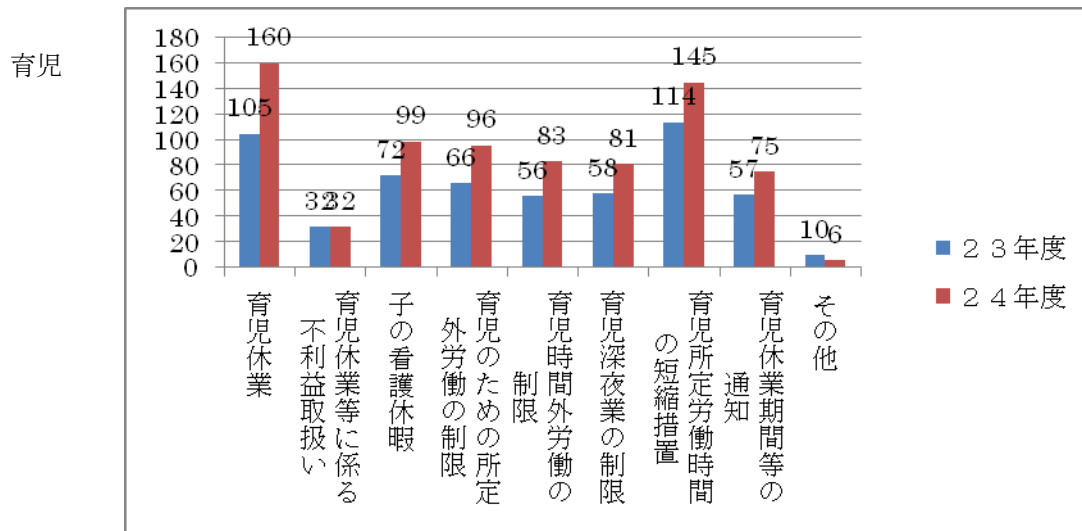


【育児・介護休業法の施行状況】

1 相談状況及び内訳

相談件数は 1,322 件(前年度 942 件)で、事業主からの相談が 965 件(前年度 637 件)、労働者からは 74 件(前年度 34 件)、その他(社会保険労務士等)が 283 件(前年度 271 件)となっている。事業主からの相談が 73.1%(前年度 67.6%)を占めている。

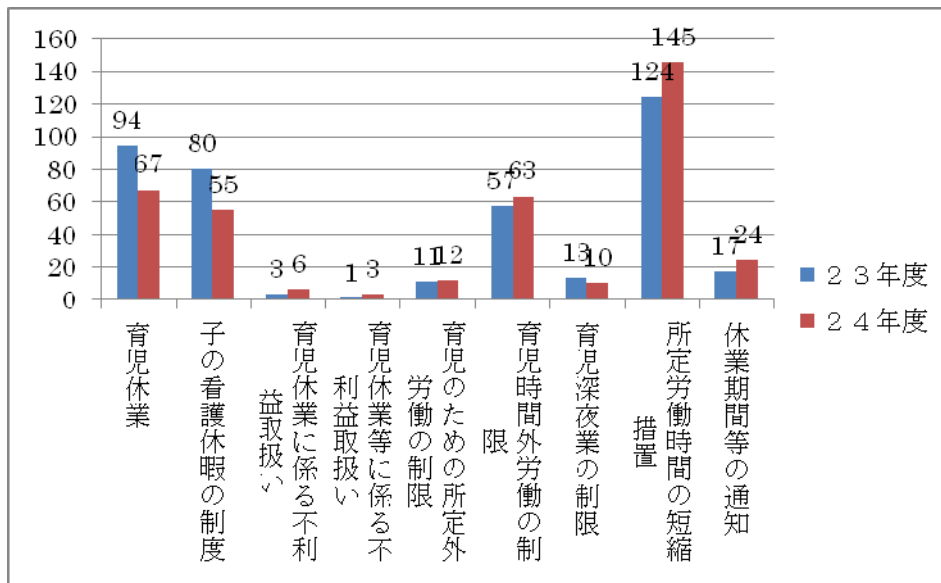
相談内容は、改正育児・介護休業法全面施行(平成 24 年 7 月 1 日施行)に合わせた育児・介護休業規定整備に関するものが多く、「育児休業」に関するものが 160 件、「育児所定労働時間の短縮措置」に関するものが 145 件となっている。また、育児休業取得を理由に退職強要を行うなどの「育児休業等に係る不利益取扱い」に関するものは 32 件(うち労働者から 16 件)あった。



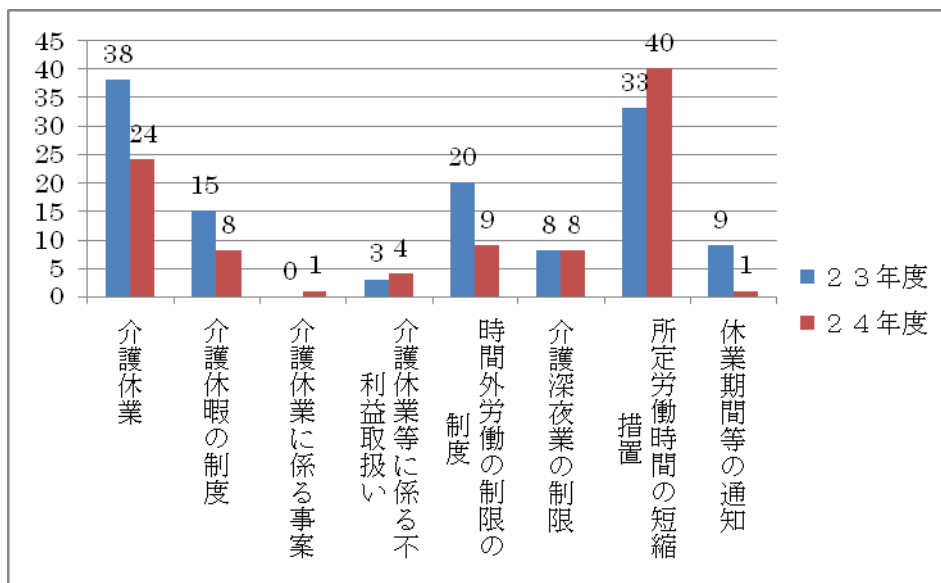
2 行政指導の状況

指導件数は 531 件(前年度 581 件)で、改正法に沿って育児・介護休業規定の変更を行うよう指導したものがほとんどである。育児関係では、改正法により義務付けられた 1 日の所定労働時間を 6 時間に短縮する「所定労働時間の短縮措置」に関するものが最も多く 145 件、次いで「育児休業」に関するものが 67 件となっている。介護関係では、「所定労働時間の短縮措置」に関するものが 40 件、「介護休業」に関するものが 24 件となっている。

育児



介護



【男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の状況】

「労働局長による援助」の件数は2件、そのうち「セクシュアルハラスメント」に関するものが1件、「家族の介護を行う労働者の転勤に関する配慮」に関するものが1件となっており、前年度より減少している。調停の申請はなかった。

援助方法	内 容	22 年度	23 年度	24 年度
労働局長による援助	妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い	2	7	0
	セクシュアルハラスメント	2	4	1
	育児休業を理由とした不利益取扱い	0	1	0
	家族の介護を行う労働者の転勤に関する配慮	0	0	1
調停	セクシュアルハラスメント	1	2	0